

クラブ活動費の支給について

就学援助制度が認定された方については、クラブ活動・部活動でかかった費用を援助します。

1 クラブ活動費の概要

(1) 支給内容

クラブ活動及び部活動の実施に必要な用具等の購入費の一部

(2) 支給対象及び支給額

支給対象	支給額
小学校（4～6年生）	実費（上限 2,760 円）
中学校	実費（上限 30,150 円）

2 支給要件

(1) 対象となるもの

クラブ活動・部活動の活動にあたり、全員が揃える必要があります、学校で一括購入又はご家庭で個別に購入する用具等の購入費（下記参照）を対象とします。

※ 以下のものは、対象外となります。

- ・全員が揃える必要がなく、個人の判断で購入する用具等（リストバンド、ヘアバンド等）
- ・日常使用する頻度が高い物品（メガネ、コンタクト等）
- ・授業で使用する物品（体操着・水着等）
- ・複数購入した用具等で、2つ目以降にかかった購入費
- ・修理・交換・点検に使用する消耗品（ガット、ラバー、テープ等）
- ・用具等購入以外の費用（部費、交通費、大会参加費、連盟登録料、バス代等）

(2) 購入対象期間

当該年度の認定月（当初認定の方は4月1日）から3月31日までに購入したもの

【支給対象例（中学校の場合）】

部活動名	品目
野球部	ユニフォーム、スパイク、グローブ、ベルト、キャップ等
サッカー部	ユニフォーム、スパイク、すね当て、ソックス、ウインドブレーカー等
バスケットボール部	ユニフォーム、バスケットボールシューズ、ウインドブレーカー等
バレーボール部	ユニフォーム、バレーボールシューズ、ウインドブレーカー、サポーター等
ソフトテニス部	ユニフォーム、テニスシューズ、ラケット、ウインドブレーカー等
卓球部	ユニフォーム、卓球シューズ、ラケット、ウインドブレーカー等
剣道部	剣道着、袴、竹刀、防具一式、名札等
吹奏楽部	楽器、楽器用品、楽譜等
美術部	絵具、画材等

※上記以外の部活動も対象です。購入した又は購入予定の用具等が対象に含まれるか判断に迷われる場合は、学務課にご相談ください。

【別紙 1】

3 注意事項

クラブ活動費は、実費支給になります。そのため、令和 6 年 4 月以降に購入した「クラブ活動・部活動用具等の領収書※（レシート不可）」を全て保管しておいてください。

各家庭で購入されました用具等につきましては、領収書を学務課へご提出いただき、購入金額等を確認後に支給となります。領収書の提出方法等の詳細は、認定通知書とともにご案内いたします。

※用具等の購入時には、販売店・業者等に領収書の発行を必ずお願いしてください。レシートは購入金額等を確認する書類として認められません。領収書には、金額・品名（例：サッカースパイク）・宛名（保護者氏名）を記載いただくようお願いいたします。

【クラブ活動費支給予定時期】変更になる場合があります。

領収書提出時期	支給時期
10 月 31 日まで	12 月
11 月 1 日から 1 月 31 日まで	3 月
2 月 1 日から 3 月 31 日まで	4 月

問合せ先
つくば市研究学園一丁目 1 番地 1 つくば市役所本庁舎 4 階
つくば市教育局学務課 学務係
受付時間 午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分
☎029-883-1111（代表） 内線 4643、4644、4790